

区立スポーツ施設及び公園の指定管理者の募集について

令和8年（2026年）3月末をもって現行の指定管理者の指定期間が満了するスポーツ・コミュニティプラザ及び運動施設等において、新たな指定管理者を選定するため、「中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」に基づき、以下のとおり候補者を公募する。

1 対象施設

（1）スポーツ・コミュニティプラザ

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ① 中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ | （中野区中央三丁目19番1号） |
| ② 中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ | （中野区弥生町五丁目11番26号） |
| ③ 中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ | （中野区白鷺三丁目1番13号） |
| ④ 中野区立鷺宮運動広場 | （中野区白鷺三丁目1番） |

（2）運動施設等

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ① 中野区立中野上高田公園（運動施設を含む） | （中野区上高田五丁目6番1号） |
| ② （仮称）中野区立上高田五丁目公園 | （中野区上高田五丁目5番） |
| ③ 中野区立哲学堂公園（運動施設を含む） | （中野区松が丘一丁目34番28号） |
| ④ 中野区立妙正寺川公園運動広場 | （中野区松が丘一丁目33番） |

2 指定期間

令和8年（2026年）4月1日～令和13年（2031年）3月31日（5年間）
（鷺宮運動広場については、現所在地での業務が終了する日までとする）

3 選定方法

企画提案公募型事業者選定方式

4 今後の予定

令和7年	6月	指定管理者候補者の公募
	9～10月	指定管理者候補者の選定
	11月	区議会第4回定例会において指定管理者の指定に関する議案提出
令和8年	4月	指定管理者による業務開始